

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 7 月 2 3 日

三 春 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			三春町大字実沢 2 区地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	実沢 2 区集落協定
	○			三春町大字実沢 3 区地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	実沢 3 区集落協定
	○			三春町大字実沢 4 区地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	実沢 4 区集落協定
	○			三春町大字北成田地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	北成田集落協定
	○			三春町大字御祭 4 区地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	御祭 4 区集落協定
	○			三春町大字鷹巢地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	鷹巢集落協定
	○			三春町大字斎藤地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	斎藤集落協定
	○			三春町大字狐田地内	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	狐田集落協定